

「なみえスマートモビリティ」の運賃に対する意見募集について

1. 意見を募集する背景

地域活動を支える交通の基盤の構築を目指し、道路運送法第 21 条の許可（以下「法 21 条許可」という。）を受け「なみえスマートモビリティ（以下「スマモビ」という。）」と名付けたオンデマンド配車サービスの実証実験運行を行っています（許可期間：令和 7 年 9 月 30 日まで）。

許可期間満了後、引き続き実証実験運行を行う為、道路運送法第 4 条の許可（以下「法 4 条許可」という。）を受ける準備を行っています。運賃に関しては、法 21 条許可での運行コストが、1km・1 人あたり 1,500 円程度かかっていることを踏まえ、道路運送法第 9 条第 4 項の協議運賃として設定したいと考えており、道路運送法第 9 条第 5 項に従い、事前に町民意見を伺う為、今般、意見を募集します。

2. 意見募集の対象とする運賃

現在の運賃（法 21 条許可）と改定案（法 4 条許可）を比較しつつ、今般、意見募集の法 4 条許可に係る運賃の設定の考え方と運賃額をお示しします。

（1）Zone 範囲の基本的な考え方

- ▶ 浪江町の市街地中心部には、町役場や JR 浪江駅などの町の主要なランドマークが立地しており、市街地中心部の重心点は新町ふれあい広場付近と考えることができます。
- ▶ 浪江町の町域は広く、浪江町の中心部と周辺部では、運行コストに差が生じることから、新町ふれあい広場から徒歩 10 分程度でアクセスできるエリアを中心部（Zone1）とし、町中心部からの距離に応じて同心円状に運賃を設定したいと考えています。
- ▶ 現状設定している Zone4 は範囲が広く、Zone4 の一部は他の Zone と比較して運賃収入に対する運行コストが高いことから、Zone4 の分割を行い、Zone5 を新設したいと考えています。

Zone 範囲

区分	法 21 条許可（現状）	法 4 条許可（改定案）
[Zone1]	新町ふれあい広場から原則 1km 圏内 （徒歩 10 分圏内）	同左
[Zone2]	新町ふれあい広場から原則 2km 圏内 の [Zone1] 以外	同左
[Zone3]	新町ふれあい広場から原則 3km 圏内 の [Zone1, 2] 以外	同左
[Zone4]	新町ふれあい広場から 3km 以遠 ※津島地区への運行は休止中	新町ふれあい広場から 3km 圏外、 請戸海岸線・常磐道より内側
[Zone5]	—	新町ふれあい広場から 3km 圏外、 常磐道以遠の避難指示解除区域 ※津島地区を除く

《法 21 条許可のゾーン》

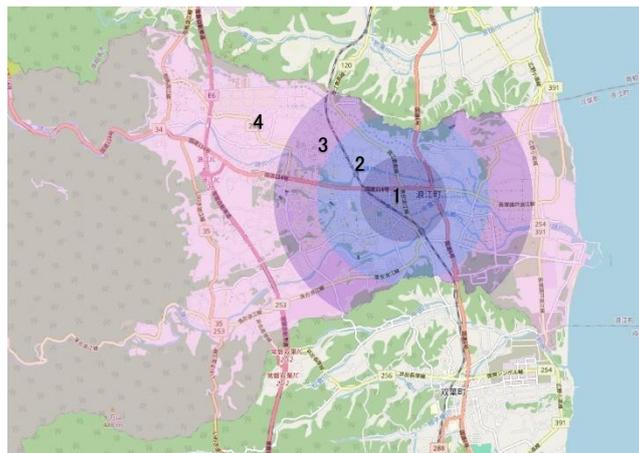


図 1 法 21 条許可のゾーン設定

《法 4 条許可のゾーン》

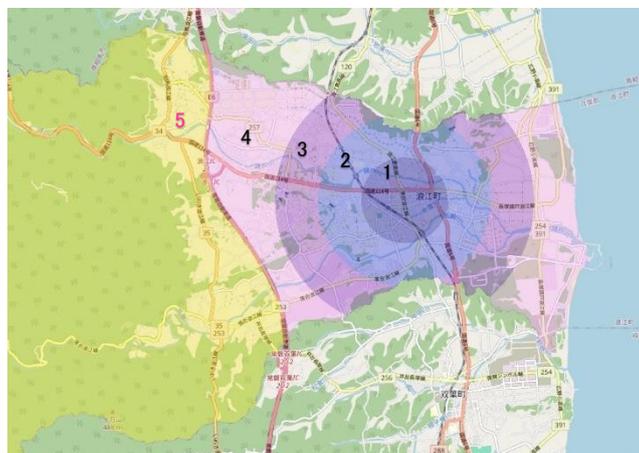


図 2 法 4 条許可のゾーン設定

(2) 基本運賃及び小児運賃

1) 運賃設定の基本的な考え方

- ▶ ドア to ドアの移動サービスであるタクシーと、定時定路線のサービスであるバスの間のサービスレベルを提供する公共交通手段としてスマホを位置付けるため、両者の間に位置する運賃水準としたいと考えています。
- ▶ 子供については、他の公共交通機関でも種類を問わず一般的に設定されている、大人の半額となる小児運賃を設定したいと考えています。
- ▶ これまでの運行実績のデータから、新設する Zone5 を含めた各 Zone の平均配車時間を算出し、運行に所要する時間を考慮した運賃設定にしたいと考えています。

表 各 Zone の待ち時間から計算した運賃設定

乗車地	Z1	Z2	Z3	Z4	Z5
平均待ち時間(秒)	269.04	356.85	499.04	712.71	873.11
平均待ち時間対Z1比	1.00	1.33	1.85	2.65	3.25
Z1運賃を300円としたときの運行コスト比に応じた運賃	¥300	¥398	¥556	¥795	¥974
運賃案	¥300	¥400	¥600	¥800	¥1,000

2) 基本運賃及び小児運賃 (案)

基本運賃(大人)

番号	法 21 条許可 (現状)		法 4 条許可 (改定案)	
大 1	[Zone1]内	300 円	同左	300 円
大 2	[Zone2]内 (番号大 1 の移動除く)	400 円	同左	400 円
大 3	[Zone3]内 (番号大 1, 2 の移動除く)	600 円	同左	600 円
大 4	[Zone4]内 (番号大 1, 2, 3 の移動除く)	900 円	同左	800 円
大 5	—	—	[Zone5]内 (番号大 1, 2, 3, 4 の移動除く)	1,000 円

小児運賃

番号	法 21 条許可 (現状)		法 4 条許可 (改定案)	
小学生以下は大人の半額(100 円単位に切り上げ)※座席を使用しない場合は無料				
小 1	[Zone1]内	200 円	同左	200 円
小 2	[Zone2]内 (番号小 1 の移動除く)	200 円	同左	200 円
小 3	[Zone3]内 (番号小 1, 2 の移動除く)	300 円	同左	300 円
小 4	[Zone4]内 (番号小 1, 2, 3 の移動除く)	500 円	同左	400 円
小 5	—	—	[Zone5]内 (番号大 1, 2, 3, 4 の移動除く)	500 円

(3) 割増運賃

1) 運賃設定の基本的な考え方

- ▶ 予約受付コストが大きい電話予約を割増運賃の対象とし、ミニデジタル停留所※は、来訪者の利用を促進するため、割増運賃の対象外としたいと考えています。

※ミニデジタル停留所とは、飲食店、ホテルなどに設置したタブレット型の配車予約端末であり、ユーザー登録なしで利用できるものです。

2) 割増運賃 (案)

法 21 条許可 (現状)	法 4 条許可 (改定案)
電話, デジタル停留所, ミニデジタル停留所からの予約は 100 円増	電話からの予約は 100 円増

(4) 回数券

1) 運賃設定の基本的な考え方

- ▶ 20%の高い割引率の e チケットを設定することで、日常的な利用者、団体利用者等の運賃負担を低減したいと考えています。
- ▶ 現状の紙の回数券は、発行に係るコストが高いことから、廃止を考えています。

2) 回数券 (案)

法 21 条許可 (現状)	法 4 条許可 (改定案)
100 円×11 枚 (1,000 円で販売) 300 円×11 枚 (3,000 円で販売)	e チケット 6,000 円分 (5,000 円で販売) ※LINE、アプリのみ対応

※e チケットはクレジットカード決済で事前に残高をチャージし、利用ごとに残高から運賃を引き落とす。

(5) 改定案のまとめ

1) 基本運賃及び小児運賃

① 基本運賃 (大人)

《改定案》

発\着	[Zone1]	[Zone2]	[Zone3]	[Zone4]	[Zone5]
[Zone1]	300 円	400 円	600 円	800 円	1,000 円
[Zone2]	400 円	400 円	600 円	800 円	1,000 円
[Zone3]	600 円	600 円	600 円	800 円	1,000 円
[Zone4]	800 円	800 円	800 円	800 円	1,000 円
[Zone5]	1,000 円				

《参考掲載 (現状) 》

発\着	[Zone1]	[Zone2]	[Zone3]	[Zone4]	[Zone5]
[Zone1]	300 円	400 円	600 円	900 円	設定なし
[Zone2]	400 円	400 円	600 円	900 円	設定なし
[Zone3]	600 円	600 円	600 円	900 円	設定なし
[Zone4]	900 円	900 円	900 円	900 円	設定なし
[Zone5]	設定なし	設定なし	設定なし	設定なし	設定なし

② 小児運賃

《改定案》

発\着	[Zone1]	[Zone2]	[Zone3]	[Zone4]	[Zone5]
[Zone1]	200 円	200 円	300 円	400 円	500 円
[Zone2]	200 円	200 円	300 円	400 円	500 円
[Zone3]	300 円	300 円	300 円	400 円	500 円
[Zone4]	400 円	400 円	400 円	400 円	500 円
[Zone5]	500 円				

《参考掲載 (現状) 》

発\着	[Zone1]	[Zone2]	[Zone3]	[Zone4]	[Zone5]
[Zone1]	200 円	200 円	300 円	500 円	設定なし
[Zone2]	200 円	200 円	300 円	500 円	設定なし
[Zone3]	300 円	300 円	300 円	500 円	設定なし
[Zone4]	500 円	500 円	500 円	500 円	設定なし
[Zone5]	設定なし	設定なし	設定なし	設定なし	設定なし

2) 割増運賃

《改定案》

電話からの予約は、運賃を100円割増する。

《参考掲載（現状）》

電話、デジタル停留所、ミニデジタル停留所からの予約は運賃を100円割増する。

3) 回数券

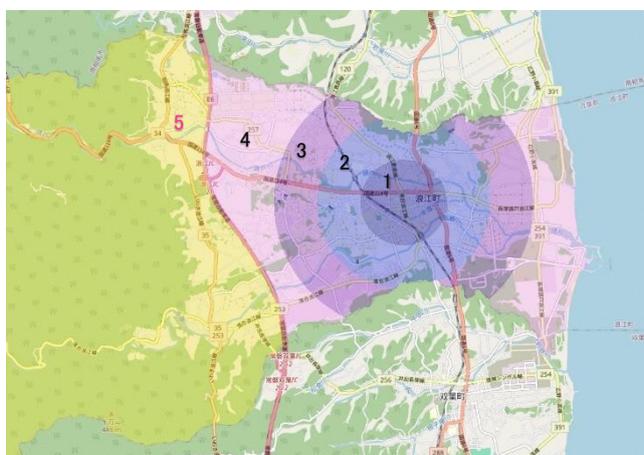
《改定案》

6,000円分のeチケット（LINE、アプリ限定）を5,000円で販売

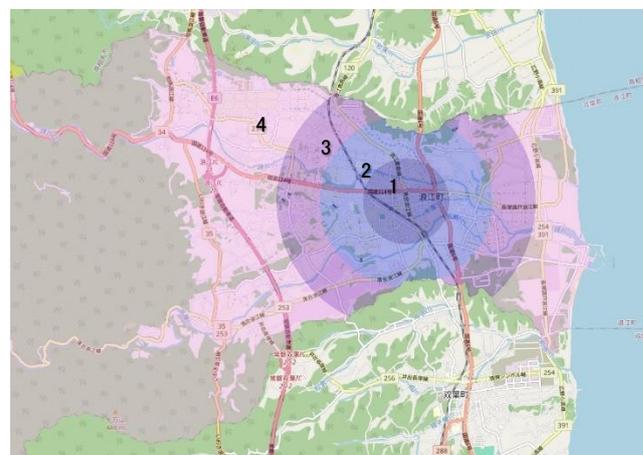
《参考掲載（現状）》

1,100円分の乗車チケット（11枚つづり）を1,000円で販売し、3,300円分の乗車チケット（11枚つづり）を3,000円で販売

■運行ゾーン



《改定案》



《参考掲載（現状）》

以上

《参考掲載【その他事項（意見募集の対象外）】》

法4条許可の運行概要

現在想定している運行概要は次のとおりとなりますが、今後の議論の進展等により変更となる場合がございます。

(1) 運行範囲

浪江町内避難解除区域 ※津島地区を除く

(2) 利用者

浪江町内を移動する者（どなたでも）

(3) 運行曜日・時間

月曜日から水曜日	8時から19時30分まで
木曜日及び金曜日	8時から21時30分まで
土曜日	10時30分から21時30分まで
祝日	10時30分から19時30分まで

(4) 予約・配車方法

① スマートフォン配車アプリでの予約・配車

配車アプリの操作により予約を受けた後に配車

② ミニデジタル停留所での予約・配車

タブレット端末上のミニデジタル停留所アプリの操作による予約後に配車

③ 電話での予約・配車

電話窓口対応により予約を受けた後に配車

(5) 決済方法

車内決済は、現金又はPayPayによって行う。事前決済は、クレジットカード、eチケット残高によって行う。